

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和4年9月9日（金）
- 2 会 場 本会議場
- 3 開会時刻 午前9時30分
- 4 閉会時刻 午前9時58分
- 5 出席者
- | | | | |
|----------|-------------|------|-------|
| 委員長 | 二村禮一 | 副委員長 | 山本裕三 |
| 委員 | 草賀章吉 | 委員 | 窪野愛子 |
| 〃 | 寺田幸弘 | 〃 | 鈴木久裕 |
| 〃 | 藤澤恭子 | 〃 | 嶺岡慎悟 |
| 〃 | 松浦昌巳 | 〃 | 勝川志保子 |
| 〃 | 富田まゆみ | 〃 | 藤原正光 |
| 〃 | 山田浩司 | 〃 | 大井 正 |
| 〃 | 高橋篤仁 | 〃 | 鷺山記世 |
| 〃 | 石川紀子 | 〃 | 橋本勝弘 |
| 〃 | 安田 彰 | | |
| 監査委員 | 山下一夫 | 〃 | 山本行男 |
| 監査委員事務局長 | 高鳥康文 | | |
| 事務局出席者 | 議会事務局長 鈴木良康 | | |
| | 議事調査係 竹原俊輔 | | |
- 6 議 題
- 協議事項 （1）決算審査意見書に対する質疑
（2）分科会設置について
- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和4年9月9日

市議会議長 松 本 均 様

予算決算委員会委員長 二 村 禮 一

7 会議の概要

令和4年9月9日（金） 午前9時30分から、本会議場において20名の委員出席のもと開催。

1) 開会

- ・委員長あいさつ

2) 協議事項

- ・決算審査意見書に対する質疑

○委員長（二村禮一） それでは、2の協議事項、決算審査意見書に対する質疑、に入ります。

日本共産党議員団及び共に創る掛川から決算審査意見書に対する質疑の通告がありました。

それでは日本共産党議員団、勝川委員からお願いします。

○委員（勝川志保子） 3つほど質疑の通告書に載せてあるわけですが、一問一答方式でもう一つの会派の方と続きながらやるということですので、先に同じ項目のところで出ているところがあるので、2番目の9ページのところから質疑させていただきます。「引き続き計画的な過年度分収入未済額の削減と新たな収入未済額の抑制に努められたい」という文章が2段落目の意見の歳入についてあります。これについて具体的にはどのようなことを求めているのか、収入未済額の抑制に努めるということがどういう意味なのか、監査の意見お聞かせいただきたいと思います。

●監査委員（山下一夫） 過年度分収入未済額の削減と新たな収入未済額の抑制に関する御質問でございます。市税等の徴収は地方税法等により、地方公共団体に付与された権能であります。市民の納税意識を高め、不公平感を生まないためには、その公平性、公正性が特に重要であると認識しています。意見書にも記載しましたが、全庁的な取組の甲斐があり、令和3年度は市税が45%、税外債権が18%減少しましたので、さらなる削減を期待して意見に挙げました。滞納繰越金の削減と現年度収入未済額の抑制とは、言うまでもなく地方税法や市税条例に準拠した適正な徴収という意味で、特に説明を要するような具体的な制度や取組を念頭に置いたものではありません。なお、市税等に関する個別具体的な制度や徴収方法、収入未済額については、各債権の担当課にお尋ねいただきたいと思います。

○委員長（二村禮一） 勝川委員よろしいでしょうか。

○委員（勝川志保子） 次に10ページが一番上の段に質疑通告してある部分です。本年度は「看過できない不適切な行為や事務が数件発生した」というところで、一番最後のところに

「将来的な内部統制制度導入も視野に入れた体制整備に取り組まれない」という監査意見が付いているのですが、この将来的な内部統制制度導入も視野に入れた体制整備というものがどんな制度なのか、ここで言っている統制制度がどういうものを指しているのかを教えてくださいたいと思います。

●監査委員（山下一夫） 内部統制制度とは、平成29年の地方自治法の一部改正で創設された制度で、情報漏洩、課税ミス、郵便物の誤発送など適正な事務の遂行を阻害する要因をリスクとして洗い出し、評価した上で対応策を講ずる一連の手続きを通じて、不正や誤りを予防するリスク管理の仕組みをいいます。総務省が示すガイドラインでは、市長は内部統制に関する方針を定め、毎会計年度、内部統制体制の整備状況と運用状況について評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出することとされています。

○委員長（二村禮一） 勝川委員よろしいですか。

○委員（勝川志保子） 再質疑ですが、この今、法律が新しいものができて、こういう方針だということなのですが、掛川市として今の状態だとこの法律に則った内部統制管理がうまくいっていないというふうに監査としては感じているということなのですか。

●監査委員（山下一夫） 地方自治法上、内部統制制度の導入が義務付けられているのは、都道府県と政令市のみであるため、本市には導入の義務はありませんが、意見書にも記載したとおり、法令遵守を徹底し、不適切な事務を根絶するためには、制度化され継続性のあるシステムが必要であると考えておりますので、その一例として内部統制制度の導入を提案しました。しかしながら、ヒューマンエラーを根絶するためには、法令遵守に対する職員の意識徹底など、法令遵守を旨とする職場風土の醸成が前提となりますので、まずは、職員のスキルアップやチェック体制の強化、事務マニュアルの再確認など、事務の基本に立ち返った地道な取組が先決であると考えています。

○委員（勝川志保子） 3番目に進みます。10ページで国民健康保険特別会計のところ、次の段落ですね、そここのところになります。「制度の安定的な持続のため抜本的な税率改正も視野に入れる」というような記述がありますが、ここの部分がどういうことなのか。今年度大幅に値上げした保険料に再度手を加えることを監査として求めていると受け取ってよいのか伺います。

●監査委員（山下一夫） 国民健康保険税の抜本的な税率改正についてですが、意見書にも記載したとおり、現在、国民健康保険特別会計は、慢性的な財源不足状態にあり、制度の持続的継続のためには、その解消が喫緊の課題です。特別会計である以上、その歳入と歳出は同一会

計内で均衡を図るべきであり、そのためには、安定的な歳入確保と併せて経費削減と経営の効率化による歳出抑制の徹底が基本であると考えております。令和4年2月議会において条例改正が行われ、国民健康保険税の改定が行われたことは、承知しておりますが、意見書に記載した抜本的な税率改正とは、特に具体的な改正の時期や税率を念頭に置いたものではなく、静岡県が目指す保険料水準の統一等も視野に入れた将来的展望に立った財政基盤の強化について、一般的な意見を述べたものです。

○委員長（二村禮一） 勝川委員よろしいですか。

○委員（勝川志保子） 今、特別会計はきちんと独立した会計として、赤字がないようにしていくのが、本来であるというのはわかりますが、特別会計の健全性みたいなものを保険料によって賄っていくということを監査としては求めているということでしょうか。他の部分はわかります。医療費の抑制であるとか、そういったものはわかりますが、この国民健康保険というものの健全性はこの保険料の税率に手を付けないと、というふうに読み取れたものですから、必ずしもそうではないですか。

●監査委員（山本行男） ただ今の御質問の趣旨は、国民健康保険特別会計を健全化するには、国民健康保険税の引き上げが欠かせないのかということだと思いますが、そのような意図ではありません。あくまで一般的な見解を述べたものであり、直ちに具体的な引き上げを求めるものではありません。また、国民健康保険特別会計の健全化や経営状態改善のためには、国民健康保険税収入の確保に努めるとともに、年々増加傾向にある医療費の抑制が重要となります。そのためには、人間ドックや特定健診など、予防事業による被保険者の健康意識の向上、啓発パンフレットや医療費通知の送付等による医療費の適正化を図っていく必要があると考えております。

○委員長（二村禮一） 以上で勝川委員の質疑は終わります。次に共に創る掛川、鈴木委員からお願いします。

○委員（鈴木久裕） 共に創る掛川は3点お願いします。10ページ、一行目です。「本年度は、看過できない不適切な行為や事務が数件発生した」ということで、具体的にはどのようなものをここで指摘をされたか教えていただければと思います。

●監査委員（山下一夫） 看過できない不適切な行為や事務についてですが、新聞報道等で既に御承知のとおり、1つは、本市職員が通勤途上において、重度の速度超過により現行犯逮捕されたこと、もう1つは、産地交付金の申請の際、設定単価の算定誤りにより配分額に不足額が生じたことです。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ここでいうのは大きなものとして２点ということによろしいですね。では２行目の決算審査の段階でも「不適切な事務処理や資料の表記ミスが散見された」ということですが、これについて具体例をお伺いしたいと思います。

●監査委員（山下一夫） 不適切な事務処理や表記ミスの具体例ですが、一例を挙げますと、決算審査資料に数値等の誤記が複数見られたこと、また、事前調査において、業務委託契約等で添付書類の不備等が数件見られたことです。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これについても分類でいくと２項目ということで、件数はどのくらいありましたか。

●監査委員（山下一夫） 決算審査における不適切な事務処理についてですが、事前調査の段階で指摘事項が２件、指導事項が１７件ありました。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ３つ目の項目、２０行目になりますが、議会制財産区の条例制定にあたり「条例の一部で立法技術上の誤りがあったことが惜しまれる」とのことですが、それを誤りのまま議決してしまった議会としても少し反省しなければならないと思うところではありますが、具体的にどのような点でどのようにであれば問題がなかったのかということについてお伺いします。

●監査委員（山下一夫） 議会制財産区の関連条例における立法技術上の誤りについてですが、具体的に申し上げますと、倉真財産区以外の３つの財産区議会設置条例の附則に、すでに効力を失っていた合併前の条例を廃止する規定が置かれたことと、板沢財産区特別会計条例の施行日が令和４年４月１日とされたことです。財産区議会設置条例については、附則第２項が不要であり、板沢財産区特別会計条例については、施行日を財産区議会設置条例と整合させるべきでした。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これについては議決してしまったので、仕方がないということですよ。議決してこれがずっと生きていくものですから、誤りがあっても制度として制定した以上、仕方がないという解釈でよろしいですか。

●監査委員（山下一夫） そのような考え方で問題ないと考えています。

○委員長（二村禮一） 以上で決算審査意見書に対する質疑を終了します。

・分科会設置及び分割送付について

○委員長（二村禮一） 次に（２）の分科会の設置についてに入ります。付託議案を審査するにあたり予算決算委員会理事会の協議により総務委員会、文教厚生委員会、及び環境産業委員会の各常任委員会をもって、総務分科会、文教厚生分科会、及び環境産業分科会の３つの分科会を設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○委員長（二村禮一） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただ今設置しました各分科会の正副主査は、総務委員会、文教厚生委員会、環境産業委員会の各常任委員会の正副委員長といたします。

次の本委員会は９月１４日（水）、本会議終了後に開会し、議案の審査及び議案の分割送付を行います。

３）その他

４）副委員長あいさつ

○副委員長（山本裕三） 今日は監査委員の皆様ありがとうございました。大変勉強になりました。冒頭に委員長からお話でしたが、監査への質問に関しては監査委員は独立した組織でございますので、自分の意見を言う場ではないということは冒頭お伝えさせていただいた点と、あと一点お伝えしたいのはこの予算決算審査制度検討特別委員会の中で、この監査への質問に関して、なぜこのような会を設立したかといいますと、その経緯としては議会から監査委員を選出しているという点において、監査委員のお知恵を、秘密保持のところはありますが、監査委員からいろいろ学ぼうというようなことでできた会でありますので、その点、一期生の皆様には伝わっていないところもあったと思いますので、この場を借りてお伝えさせていただきます。本日はお疲れ様でございました。

〔閉会 ９：５８〕